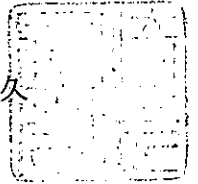


長崎市公告第 67 号

自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて、次のとおり制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成30年5月8日

長崎市長 田上 富久



1 入札に付する事項

- (1) 件名 平成30年度長崎市遠藤周作文学館自動販売機設置事業者公募
- (2) 貸付物件 長崎市遠藤周作文学館内（長崎市東出津町77番地）
「思索空間アンシャンテ」エントランスホール横 1台
- (3) 貸付期間 平成30年7月1日から平成32年7月31日午後6時30分まで（2年1ヶ月間）
- (4) 用途 カップ式コーヒー等の自動販売機の設置・運営に限るものとする。
- (5) 貸付料 貸付料は、落札金額（2年1ヶ月間分）に消費税相当分を加算した金額とする。
- (6) 経済事情の著しい変動その他やむを得ない理由が生じたときは、貸付料の改定をすることができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件を全て満たす法人に限り参加することができる。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始

又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等が、同一物件の入札に同時に参加しようとするものでないこと。
- (6) 対象契約の業務の履行能力があること。
- (7) 長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第2号に規定する暴力団員（次号において同じ。）でないこと。
- (8) 長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等これらに関わりをもつ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関が確認した者でないこと。
- (9) 法人にあっては役員（非常勤の役員を含む。）、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが前2号に該当すると判明した法人又は団体でないこと。
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (11) 官公署に対して公告を行った日から過去2箇年の間に自動販売機の設置及び運営の実績を有している者であること。
- (12) 市町村税、消費税及び地方消費税に関し、未納がないこと。

3 契約条項等を示す日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年5月8日（火）から同年5月24日（木）まで
（午前8時45分から午後5時30分まで）

※長崎市の休日をも定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項（第3号を除く。）に規定する本市の休日を除く。

※正午から午後1時までを除く。

- (2) 場 所 長崎市遠藤周作文学館（長崎市東出津町77番地）

4 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年6月14日（木）午前9時30分
- (2) 場 所 長崎ブリックホール4階会議室

5 入札保証金

免除する。

6 入札参加申請等

入札の参加を希望する方は、事前に平成30年度長崎市遠藤周作文学館自動販売機設置事業者公募要項（以下「公募要項」という。）の各記載事項を承知のうえ、定められた期間内に入札参加申請書等の関係書類を提出しなければならない。

(1) 入札参加申請書等の配布期間及び配布場所 (入札公告期間)

配布期間 (入札公告期間)	配布場所
平成30年5月8日 (火) から 同年5月24日 (木) まで ※窓口時間は、午前8時45分から正午まで 及び午後1時から午後5時30分まで (土・ 日・祝祭日を除く。)	【窓口配布場所】 長崎市遠藤周作文学館 (長崎市東出津町77 番地) TEL: 0959-37-6011 ※市のホームページから公募要項は取得可 能

(2) 入札参加の申請期間及び申請方法

申請期間	申請方法 (郵送又は持参)
平成30年5月8日 (火) から 同年5月24日 (木) まで ※提出書類は公募要項7ページを参照するこ と。 ※入札参加資格の有無については、平成30 年6月5日 (火) までに本市より「返信用 封筒 (92円切手を貼付した定形長形3 号)」にて「入札参加資格審査結果通知 書」、「入札書 (第5号様式)」及び「封 筒用貼付用紙」を送付する。	① 郵送の場合 「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」又は 「特定記録郵便」のいずれかの方法により、 平成30年5月24日 (木) 必着で下記まで 郵送すること。 〒851-2327 長崎市東出津町77番地 長崎市遠藤周作文学館 宛 ② 持参の場合 長崎市遠藤周作文学館※窓口時間は上記 と同じ。

7 入札参加資格の決定及び通知方法

通知期限	通知方法
平成30年6月5日 (火) まで	入札参加の有無については、制限付一般 競争入札参加資格確認通知書にて通 知を行うものとする。

8 質疑応答

質問受付期間	回答方法
平成30年5月8日 (火) から 同年5月17日 (木) 午後5時30分まで ※質問は、「第1号様式」を使用して、E-mail 又はFAXで問い合わせること。 ○E-mail: bun_shin@city.nagasaki.lg.jp ○FAX: 0959-25-1443	平成30年5月22日 (火) までに E- mail 又はFAXで、質問者へ回答したう えで、回答書を市ホームページ及び遠藤周 作文学館において閲覧に供する。

9 入札の方法

(1) 提出方法

提出期間	提出方法
入札参加資格決定の通知日から 平成30年6月12日(火)まで	この入札は、郵便入札制度で実施する。 本市から送付した「入札書(第5号様式)」 及び「封筒用貼付用紙」を必ず使用して、 「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」又は 「特定記録郵便」いずれかの方法により、下 記まで郵送すること。持参その他の方法によ るものは受け付けない。「入札書」及び「封 筒用貼付用紙」が不足する場合はコピーで対 応すること。 宛先 〒850-8799 日本郵便(株)長崎中央郵便局留 郵便入札用入札書在中 (長崎市役所 文化振興課扱)宛 郵便局窓口から郵送すること。(ポストに 投函は不可)

(2) 開札方法

ア 開 札

入札書の開札日時及び会場において「入札書」を開札する。なお、開札に当たっては、立会人のもとで開札を行う。

イ 落札者の決定方法等

本市が設定する予定価格以上の額で、かつ、最高の金額で入札した者を設置事業者とする。なお、予定価格は公表しない。

また、落札者となるべき同価の入札が2者以上ある場合は、くじによる決定方法(自動決定方式)により落札者を決定する。

(3) 入札執行回数等

入札執行回数は1回とする。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 申請書又は添付書類において虚偽の記載があった者のした入札

(2) 入札参加資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)

のした入札及び入札参加要件等に違反した入札

- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札金額が確認できない入札
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤の入札と認めた入札
- (6) 長崎市契約規則第12条の規定に該当する入札
- (7) 本市所定の入札書を使用しない入札
- (8) 封筒用貼付用紙を封筒に貼り付けないで郵送された入札書による入札
- (9) 本市が指定する郵送方法によらないで郵送された入札書による入札

11 入札書の撤回等

入札者は、本市に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札書提出後の入札辞退

開札の直前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

13 入札参加上の注意事項

平成30年度長崎市遠藤周作文学館自動販売機設置事業者公募要項のとおり

14 異議申し立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、その他契約事項等について不明を理由として異議を申し立てることができない。

15 問い合わせ先

長崎市東出津町77番地

長崎市遠藤周作文学館（長崎市文化観光部文化振興課）

電話 0959（37）6011

FAX 0959（25）1443